

令和5年度

壬生町水道事業会計補正予算
(第1号)

栃木県下都賀郡壬生町

令和5年度壬生町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度壬生町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支	出	
第1款	水道事業費用	615,806千円	△27,637千円	588,169千円
第1項	営業費用	574,980千円	△28,137千円	546,843千円
第2項	営業外費用	38,826千円	0千円	38,826千円
第3項	特別損失	1,000千円	500千円	1,500千円
第4項	予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	62,162千円	△859千円	61,303千円

令和5年11月30日提出

壬生町長 小 菅 一 弥

水道事業会計補正予算に関する説明書

令和5年度壬生町水道事業会計補正予算実施計画

令和5年度壬生町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

令和5年度壬生町水道事業予定貸借対照表

注

記

表

令和5年度壬生町水道事業補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業費用		615,806	△27,637	588,169
	1	営業費用	574,980	△28,137	546,843
		1 原水及び浄水費	146,578	△30,207	116,371
		2 配水及び給水費	58,709	1,661	60,370
		3 総係費	77,074	409	77,483
	3	特別損失	1,000	500	1,500
		1 過年度損益修正損	1,000	500	1,500

令和5年度壬生町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	71,751,537
減価償却費	271,901,288
賞与引当金の増減額 (△は減少)	113,369
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	276,206
長期前受金戻入額	△ 50,146,242
受取利息及び受取配当金	△ 23,500
支払利息	21,073,107
固定資産除却費	7,242,840
未収金の増減額 (△は増加)	△ 88,329,612
未払金の増減額 (△は減少)	39,247,811
その他流動負債の増減額 (△は減少)	13,220,236
たな卸資産の増減額 (△は増加)	309,122
小計	286,636,162
利息及び配当金の受取額	23,500
利息の支払額	△ 21,073,107
業務活動によるキャッシュ・フロー	265,586,555

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 238,873,953
国庫補助金等による収入	46,129,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 192,744,953

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	70,000,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 121,148,907
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,148,907

資金増加額 (又は減少額)	21,692,695
資金期首残高	838,502,429
資金期末残高	860,195,124

令和5年度壬生町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(単位：円)

(1) 有形固定資産

イ 土 地		35,954,221	
ロ 建 物	830,891,245		
減価償却累計額	<u>△ 290,143,667</u>	540,747,578	
ハ 構 築 物	9,138,978,420		
減価償却累計額	<u>△ 4,321,825,407</u>	4,817,153,013	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,097,328,630		
減価償却累計額	<u>△ 1,248,612,174</u>	848,716,456	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,175,610		
減価償却累計額	<u>△ 1,883,945</u>	1,291,665	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	10,096,636		
減価償却累計額	<u>△ 8,809,211</u>	1,287,425	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>18,418,182</u>	
有形固定資産合計			6,263,568,540

(2) 投 資

イ 投資有価証券		<u>0</u>	
投資合計			<u>0</u>
固定資産合計			6,263,568,540

2. 流 動 資 産

(1) 現金預金		860,195,124	
(2) 未 収 金	89,381,155		
貸倒引当金	<u>△ 1,300,295</u>	88,080,860	
(3) 貯 蔵 品		309,123	
(4) 有 価 証 券		2,100,000	
(5) 前 払 金		0	
(6) その他雑流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>950,685,107</u>
資 産 合 計			<u><u>7,214,253,647</u></u>

負債の部

(単位：円)

3. 固定負債			
(1) 企業債			
建設改良に要する			
イ 企業債	<u>1,391,152,561</u>		
企業債合計		1,391,152,561	
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	<u>3,071,000</u>		
引当金合計		<u>3,071,000</u>	
固定負債合計			1,394,223,561
4. 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良に要する			
イ 企業債	<u>121,148,907</u>		
企業債合計		121,148,907	
(2) 未払金		74,010,000	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>4,531,089</u>		
引当金合計		4,531,089	
(4) その他流動負債		<u>75,883,328</u>	
流動負債合計			275,573,324
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,249,570,954	
(2) 収益化累計額		<u>△ 1,020,562,646</u>	
繰延収益合計			<u>1,229,008,308</u>
負債合計			2,898,805,193

資本の部

6. 資本金			3,542,593,033
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	892,000		
ロ その他資本剰余金	<u>10,996,593</u>		
資本剰余金合計		11,888,593	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	270,000,000		
ロ 利益積立金	90,000,000		
ハ 建設改良積立金	322,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>78,966,828</u>		
利益剰余金合計		<u>760,966,828</u>	
剰余金合計			<u>772,855,421</u>
資本合計			<u>4,315,448,454</u>
負債資本合計			<u>7,214,253,647</u>

注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～50年 |
| 構築物 | 10～60年 |
| 機械及び装置 | 8～20年 |
| 器具及び備品 | 4～15年 |
| 車両運搬具 | 4～ 5年 |

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

本町は、退職手当の支給について、栃木県市町村総合事務組合で共同処理しており、水道事業会計からも定期的な負担金を拠出している。また、それ以外の追加的負担については、発生の見込みがないため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 修繕引当金

会計基準改正前に計上してあった修繕引当金を計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 引当金の取崩し

ア 賞与引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費として13,686千円を支給することとなるため、賞与引当金4,539千円を取り崩す予定である。

イ 貸倒引当金の取崩し

令和5年度において、債権の不納欠損による損失に対し、貸倒引当金120千円を取り崩す予定である。

3 その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

